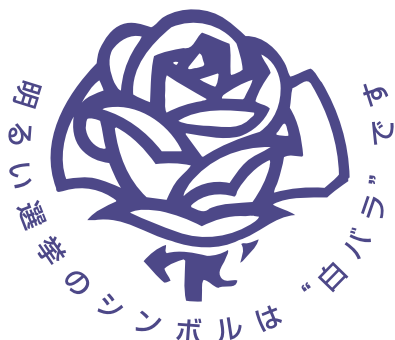




明るい選挙

平成 22 年 3 月 (No.22)

発行 小郡市明るい選挙推進協議会
(小郡市選挙管理委員会内)

ルールを守って明るい選挙

選挙が公正に行われるよう、選挙運動には一定のルールがあります。

◎選挙運動の期間

立候補の届出の受付が済んだときから投票日の前日までの間しかできません（4月25日(日)投票の市議会議員一般選挙では、4月18日(日)から24日(土)までの7日間）。立候補の届出前の選挙運動は「事前運動」としてすべて禁止されています。

◎戸別訪問の禁止

選挙運動のために有権者の家を1戸1戸訪問することを「戸別訪問」といい、禁止されています。これは、家庭に限らず会社、工場などを訪ねることもできませんし、家の中へ入らずに戸外から呼びかけてもいけません。

◎飲食物の提供の禁止

選挙運動に関して飲食物(料理、弁当、酒、ビール、サイダー、菓子、果物等々)を提供することは、湯茶といわゆるお茶うけ程度の菓子のほかは禁止されています(候補者側から有権者への提供だけでなく、陣中見舞いとして有権者が候補者へ贈ることも違反です)。

◎文書図画による選挙運動

選挙運動に使用できる文書図画は次のものだけで、他のものを使うことは禁止されています。ただし、選挙の種類によって、規格、数量、使い方が異なったり、使用できないものがあります。

- 選挙運動用の通常はがき
- 選挙運動用のビラ（国政選挙・首長選挙）
- 選挙運動用のポスター
- 選挙運動用のパンフレット（国政選挙）
- 新聞広告
- 選挙事務所のポスター、立札、看板など
- 選挙カーに取り付けるポスター、立札、看板など
- 候補者が身につけている、たすきや胸章など
- 演説会場のポスター、立札、看板など

◎自由にできる選挙運動

- ◆ 幕間演説・・・映画・演劇等の幕間、青年団・婦人会等の集会や、会社・工場等の休憩時間にそこに集まっている人を対象にして、選挙運動のための演説をすることです。
- ◆ 個々面接・・・デパート、電車、バスの中あるいは道路等でたまたま知人等に会ったときなどに、その機会を利用して選挙運動をすることです。
- ◆ 電話による選挙運動・・・だれでも自由に行えます。



小 郡 市 議 会 議 員 選 挙

4 月 25 日(日)／午前 7 時～午後 8 時

立候補予定者説明会

任期満了(5 月 13 日)に伴う市議会議員一般選挙が4月 25 日に行われます。それに伴い、立候補予定者への立候補届出手続き等の説明会を開催します。

◆日時 3月 23 日(火)／午後2 時～

◆会場 人権教育啓発センター大集会室

◆対象 総括責任者および出納責任者など

◆持参するもの 印鑑(出席者の代表のもの)

※会場の都合上、各立候補予定者の関係者の出席は、3 人以内でお願いします。

☆郵便等による不在者投票について

郵便等投票ができる人は、「身体障害者手帳」か「戦傷病者手帳」または「介護保険被保険者証」の交付を受けていて障害等の程度が次のとおりの人です(※ 4 月から障害の範囲に肝臓機能障害が追加されます)。なお、郵便等投票をするためには郵便等投票証明書が必要です。該当すると思われる人はお早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

① 身体障害者については

障 害	1 級	2 級	3 級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○		○
免疫、肝臓	○	○	○

② 戦傷病者については

障 害	特別項症	第 1 項症	第 2 項症	第 3 項症
両下肢、体幹	○	○	○	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

③ 要介護者については

介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の人

※自分で投票用紙に記載できない人(身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1 級、戦傷病者手帳の上肢または視覚障害が特別項症から第2 項症までの人)は代理人(あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人)に記載させることができます。

◎選挙に関する問い合わせ先 市選挙管理委員会事務局 ☎ 72-2111 内線 622